

(仮 称) 大 間 奥 戸 風 力 発 電 事 業
環 境 影 響 評 価 方 法 書 に つ い て の
意 見 の 概 要 と 事 業 者 の 見 解

令和 6 年 1 月

株式会社 岡山建設

目 次

第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	1
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	2
(1) 公告の日及び公告方法	2
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数	2
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	3
(1) 意見書の提出期間	3
(2) 意見書の提出方法	3
(3) 意見書の提出状況	3
第 2 章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する事業者の見解.....	4

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及びその要約書を公告の日から起算して1か月半の間（自主期間2週間を含む。）縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和5年11月7日（火）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告

令和5年11月7日（火）付けの以下の日刊新聞紙に公告を掲載した。 [別紙1 参照]

・ 東奥日報

※令和5年11月25日（土）、28日（火）及び29日（水）に開催した説明会についての公告を含む。

② 地方公共団体の広報誌、日刊新聞紙の折り込みチラシによるお知らせ

以下の広報誌によるお知らせを実施した。 [別紙2 参照]

・ 広報かざまうら 令和5年11月号（No. 573）

また、令和5年11月7日（火）付けの日刊新聞紙の折り込みチラシによるお知らせを実施した。 [別紙3 参照]

・ 日刊新聞紙の折り込みチラシ（大間町エリア、佐井村エリア）

③ インターネットによるお知らせ

以下のホームページに情報を掲載した。

・ 当社ホームページ

<https://www.okayamakensetsu.co.jp/>

(3) 縦覧場所

自治体庁舎3か所において縦覧を行った。また、当社のホームページにおいて、インターネットを利用した公表を行った。

① 自治体庁舎での縦覧

- ・ 大間町役場
- ・ 風間浦村役場
- ・ 佐井村役場

② インターネットの利用による公表〔別紙 4 参照〕

当社のホームページにおいて、方法書及び要約書を公表した。

<https://www.okayamakensetsu.co.jp/>

(4) 縦覧期間

令和 5 年 11 月 7 日（火）から令和 5 年 12 月 8 日（金）までとした。

自治体庁舎では、いずれも土・日曜日、祝日を除く開庁時とした。

インターネットの利用による公表については、上記の期間、常時アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数（意見書箱への投函者数）は 2 名であった。

（内訳）大間町役場	2 名
風間浦村役場	0 名
佐井村役場	0 名

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第 7 条の 2 の規定に基づき、当社は方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。〔別紙 1 参照〕

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

- ・開催日時：令和 5 年 11 月 25 日（土） 11 時 00 分から 12 時 00 分
- ・開催場所：風間浦村 蛇浦公民館（風間浦村大字蛇浦字蛇浦 17 番地 3）
- ・来場者数：3 名
- ・開催日時：令和 5 年 11 月 25 日（土） 15 時 00 分から 16 時 00 分
- ・開催場所：大間町 奥戸交流館（大間町大字奥戸字浜町通 48-1）
- ・来場者数：6 名
- ・開催日時：令和 5 年 11 月 25 日（土） 18 時 30 分から 19 時 30 分
- ・開催場所：佐井村 津軽海峡文化館アルサス（佐井村大字佐井字大佐井 112）
- ・来場者数：2 名
- ・開催日時：令和 5 年 11 月 28 日（火） 18 時 30 分から 19 時 30 分
- ・開催場所：佐井村 原田地区生活改善センター（佐井村大字佐井字中道 83-40）
- ・来場者数：6 名

- ・開催日時：令和5年11月29日（水） 18時30分から19時30分
- ・開催場所：佐井村 矢越地区生活改善センター（佐井村大字佐井字糠森 130-2）
- ・来場者数：6名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。 [別紙4、5参照]

(1) 意見書の提出期間

令和5年11月7日（火）から令和5年12月25日（月）までの間
（縦覧期間及びその後2週間とし、郵送の受付は当日消印まで有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

- ① 縦覧場所に設置した意見書箱への投函
- ② 当社への書面の郵送

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は1通、意見総数は5件であった。

第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づき、当社に対して環境の保全の見地から提出された意見は5件であった。それに対する当社の見解は表2-1のとおりである。

表2-1 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

(意見書1)

No.	意見の概要	事業者の見解
1	青森県では、「自然環境と再生可能エネルギーとの共生構想」により、今後、様々なルールが定められています。貴社がそのルールに従うお考えがあるのかこの図書ではわかりませんので、貴社の考えをお示しください。	これまでも国や県が定めるルールに沿って風力発電開発事業を進めてまいりました。新たに「自然環境と再生可能エネルギーとの共生構想」等によるルールを定められたされた際にはそのルールに則り事業を進めて参ります。
2	対象事業実施区域は渡り鳥の渡りルート上にあり、鳥類に重大な影響を及ぼすおそれがありますが、どのような対策をお考えでしょうか。	方法書の内容に則り、現地調査にて渡り鳥の飛翔状況調査を実施いたしますので、その調査結果を踏まえ、必要に応じて専門家へのヒアリングを実施したうえで、対策を検討いたします。
3	対象事業実施区域には自然度が高い地域があり、植物に重大な影響を及ぼすおそれがありますが、どのような対策をお考えでしょうか。	方法書の内容に則り、現地調査にて植物相・植生調査を実施し、現状の植生状況を把握致します。その結果、植生自然度が高いエリアが確認された場合は、対策を検討いたします。
4	「専門家等からの意見の概要」に対して「事業者の対応」がありますが、具体的にどのような調査、予測及び評価方法に反映されたのかわかりません。専門家の意見1つ1つにどのように対応したのかわかるように1つ1つお示しください。	別紙6にて回答いたします。
5	昨今の情勢において、地域との合意形成が非常に重要になっていますが、大間町、風間浦村、佐井村の役場には手続き前に説明されているのでしょうか。説明されているのであればその際の各町村のスタンス（賛成、反対、中立）がどうだったかをそれぞれお示しください。	大間町、風間浦村、佐井村の町村長様ならびに担当課には環境アセスメント手続き前に事業概況説明をさせて頂いており、「地域住民に丁寧に説明をして事業を進めて頂きたい」とご指導を賜っております。

○日刊新聞紙による公告

東奥日報（令和5年11月7日（火）付）

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、（仮称）大間奥戸風力発電事業
環境影響評価方法書」を縦覧し、説明会を開催します。

一、事業者の名称 株式会社岡山建設

代表者の氏名 代表取締役 岡山信広
事務所の所在地 青森県上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎
一〇五〇番地一

二、対象事業の名称 （仮称）大間奥戸風力発電事業
種類 風力（陸上）

規模 発電設備出力：最大四万六千二百キロワット

三、対象事業実施区域 青森県下北郡大間町奥戸周辺

四、関係地域の範囲 青森県下北郡大間町、風間浦村、佐井村
五、縦覧の場所・時間 大間町役場、風間浦村役場、佐井村役場
（土・日・祝日を除く開庁時）

電子縦覧は次のウェブページにて実施する。

<https://www.okayamakensetsu.co.jp/>

期間 令和五年十一月七日（火）から令和五年十二月八日（金）まで

縦覧期間に加えて、意見書の提出期日まで縦覧可能
六、意見書の提出 環境影響評価方法書について、環境の保全の見地から
のご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見（意見の理由を含む）
をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函頂くか、
令和五年十二月二十五日（月）までに左記の問い合わせ先へ
郵送ください（当日消印有効）。

七、住民説明会の開催を予定する日時及び場所

一、開催日 十一月二十五日（土）十一時から※一時間程度
風間浦村 蛇浦公民館（風間浦村大字蛇浦字蛇浦十七番地三）

二、開催日 十一月二十五日（土）十五時から※一時間程度
大間町 奥戸交流館（大間町大字奥戸字浜町通四十八、一）

三、開催日 十一月二十五日（土）十八時三十分から※一時間程度
佐井村 津軽海峡文化館アルサス

（佐井村大字佐井字大佐井位置一一二）

四、開催日 十一月二十八日（火）十八時三十分から※一時間程度
佐井村 原田地区生活改善センター

（佐井村大字佐井字中道八十三、四十七）

五、開催日 十一月二十九日（水）十八時三十分から※一時間程度
佐井村 矢越地区生活改善センター

（佐井村大字佐井字糠森百三十二）

八、問い合わせ先 株式会社岡山建設 〒〇三九、三二一五
青森県上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎一〇五〇番地一

電話 〇一七五（七四）二三二五（担当）電力事業部 松橋

問い合わせ時間 土、日、祝日を除く十時から十二時、

十三時から十七時まで

○地方公共団体の広報誌によるお知らせ

「広報かざまうら」(令和5年11月号)

≡ お知らせ ≡

「(仮称) 大間奥戸風力発電事業 環境影響評価方法書」の 縦覧及び説明会について

大間町において株式会社岡山建設が計画している風力発電事業に関して、環境影響評価の調査、予測及び評価の手法をとりまとめた「環境影響評価方法書」を以下の通り縦覧し、説明会を開催いたします。

●縦覧書類

(仮称) 大間奥戸風力発電事業 環境影響評価方法書

●対象事業実施区域

青森県下北郡大間町奥戸周辺

●縦覧場所

風間浦村役場(土、日、祝日を除く開庁時)



●縦覧・意見受付期間

令和5年11月7日(火)～12月8日(金)の役場開庁時

※縦覧期間終了後も、意見書受付終了日まで閲覧頂けます。

●意見書受付終了日

令和5年12月25日(月)

※環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、意見受付終了日までに、縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函頂くか、下記のお問い合わせ先へご郵送ください(当日消印有効)。

●環境影響評価方法書についての説明会

日時: 令和5年11月25日(土) 午前11時～ ※一時間程度

場所: 蛇浦公民館(下北郡風間浦村大字蛇浦字蛇浦17番地3)

【お問合せ先】

株式会社岡山建設

(〒039-3215 青森県上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎1050番地1)

☎0175-74-2325 担当: 電力事業部 松橋

○日刊新聞紙の折り込みチラシによるお知らせ

日刊新聞紙の折り込みチラシ（大間町エリア、佐井村エリア）

「（仮称）大間奥戸風力発電事業 環境影響評価
方法書」縦覧及び説明会のお知らせ

大間町において株式会社岡山建設が計画している風力発電事業に関して、環境影響評価の調査、予測及び評価の手法をとりまとめた「環境影響評価方法書」を以下の通り縦覧し、説明会を開催いたします。

●縦覧書類

（仮称）大間奥戸風力発電事業 環境影響評価方法書

●対象事業実施区域

青森県下北郡大間町奥戸周辺

●縦覧場所

大間町役場、風間浦村役場、佐井村役場（土、日、祝日を除く開庁時）

電子縦覧は次のウェブページにて実施する。<https://www.okayamakensetsu.co.jp/>

●縦覧・意見受付期間

令和5年11月7日（火）～12月8日（金）の役場開庁時

※ 縦覧期間終了後も、意見書受付終了日まで閲覧頂けます。

●意見書受付終了日

令和5年12月25日（月）

※ 環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見（意見の理由を含む）をご記入のうえ、意見受付終了日までに、縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函頂くか、下記のお問い合わせ先へご郵送ください（当日消印有効）。

●環境影響評価方法書についての説明会

<日時及び場所>

・日時：令和5年11月25日（土） 11時00分～

場所：風間浦村 蛇浦公民館（下北郡風間浦村大字蛇浦字蛇浦 17番地3）

・日時：令和5年11月25日（土） 15時00分～

場所：大間町 奥戸交流館（大間町大字奥戸字浜町通 48-1）

・日時：令和5年11月25日（土） 18時30分～

場所：佐井村 津軽海峡文化館アルサス（佐井村大字佐井字大佐井 112）

・日時：令和5年11月28日（火） 18時30分～

場所：佐井村 原田地区生活改善センター（佐井村大字佐井字中道 83-40）

・日時：令和5年11月29日（水） 18時30分～

場所：佐井村 矢越地区生活改善センター（佐井村大字佐井字糠森 130-2）

※ 各説明会は1時間程度を予定

<お問い合わせ先>

株式会社岡山建設

〒039-3215 青森県上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎 1050 番地 1

電話 0175 (74) 2325 （担当）電力事業部 松橋

「(仮称) 大間奥戸風力発電事業 環境影響評価 方法書」縦覧及び説明会のお知らせ

大間町において株式会社岡山建設が計画している風力発電事業に関して、環境影響評価の調査、予測及び評価の手法をとりまとめた「環境影響評価方法書」を以下の通り縦覧し、説明会を開催いたします。

●縦覧書類：(仮称) 大間奥戸風力発電事業 環境影響評価方法書

●対象事業実施区域：青森県下北郡大間町奥戸周辺

●縦覧場所：大間町役場、風間浦村役場、佐井村役場（土、日、祝日を除く開庁時）
電子縦覧は次のウェブページにて実施する。<https://www.okayamakensetsu.co.jp/>

●縦覧・意見受付期間：令和5年11月7日（火）～12月8日（金）の役場開庁時
※ 縦覧期間終了後も、意見書受付終了日まで閲覧頂けます。

●意見書受付終了日：令和5年12月25日（月）

※ 環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、備え付けの用紙に住所・氏名・意見（意見の理由を含む）をご記入のうえ、意見受付終了日までに、縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函頂くか、下記のお問い合わせ先へご郵送ください（当日消印有効）。

●環境影響評価方法書についての説明会

＜日時及び場所＞

- ・日時：令和5年11月25日（土） 11時00分～
場所：風間浦村 蛇浦公民館（下北郡風間浦村大字蛇浦字蛇浦 17番地 3）
 - ・日時：令和5年11月25日（土） 15時00分～
場所：大間町 奥戸交流館（大間町大字奥戸字浜町通 48-1）
 - ・日時：令和5年11月25日（土） 18時30分～
場所：佐井村 津軽海峡文化館アルサス（佐井村大字佐井字大佐井 112）
 - ・日時：令和5年11月28日（火） 18時30分～
場所：佐井村 原田地区生活改善センター（佐井村大字佐井字中道 83-40）
 - ・日時：令和5年11月29日（水） 18時30分～
場所：佐井村 矢越地区生活改善センター（佐井村大字佐井字糠森 130-2）
- ※ 各説明会は1時間程度を予定

＜お問い合わせ先＞

株式会社岡山建設

〒039-3215 青森県上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎 1050番地 1

電話 0175 (74) 2325 （担当）電力事業部 松橋

※ 閲覧に際して方法書及び要約書への書き込み、コピー及び写真撮影は不可としています。

※閲覧のみの場合、お名前、ご住所のみを記入の上、意見書箱へのご投函をお願いいたします。

○意見書の提出期限 令和5年12月25日(月)〔当日消印有効〕

年 月 日

[illegible]

2. この用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ(A4 サイズ)の用紙をお使いください。

表 4.2-2(1) 専門家等からの意見の概要及び事業者の対応（有識者 A）

専門分野	専門家等からの意見の概要	事業者の対応
動物 (コウモリ類)	【所属：市民研究家】 意見聴取日：令和 5 年 10 月 25 日 ・下北半島北部にある恐山での調査結果を参考にすると、コキクガシラコウモリ、キクガシラコウモリ、ヒメホオヒゲコウモリ、カグヤコウモリ、モモジロコウモリ、モリアブラコウモリ、ヒナコウモリ及びコテングコウモリの確認報告があるので、確認種リストに追加し、あわせて重要種リストを更新して欲しい。 ・ヤマコウモリやヒナコウモリについては渡り移動時期に注意して調査して欲しい。 ・春の渡り時期は恐らく 5 月ゴールデンウィークくらいかと思われるが、春の場合は明確な渡りのピークが出ないため、はっきりとは分かっていない。秋の渡りは 9 月～10 月上旬頃に津軽海峡を渡っている調査結果があるので、それらを参考に秋の渡り調査を実施して欲しい。 ・4 月中旬から 5 月ゴールデンウィーク頃に春の渡り個体が通過・滞在する可能性があるため、音声モニタリング調査は雪解け後なるべく早い時期から開始できるとよいだろう。風況観測塔への機器設置は安全に登ることができる時期に実施し、状況に応じて樹高棒のみ先行して設置することを検討するのもよいだろう。 ・捕獲調査や夜間踏査調査は安全に実施できる地点及びルートを選定し、十分に注意して実施して欲しい。 ・コウモリ捕獲地点は、調査時期や現地の状況を踏まえて選定しても良いと思う。季節によって出現する場所が変わる可能性があるためであり、方法書に記載した地点以外を設定することや、現地調査時に方法書時点で選定していた地点を使用しない場合も問題ない。現地の状況にあわせて、地点を選定して欲しい。 ・車両による夜間踏査調査は 20 km/h くらいの低速で走行しながら音声モニタリングし、途中に水場や谷底等の開けた場所があれば、スポットで観測するのもよいだろう。夜間踏査の目的はねぐらの位置が対象事業実施区域の近隣に存在するのかを把握することである。そのため調査は日没後 2～3 時間程度の実施でよい。日没直後はまだ薄明るく目視ができるので、飛翔個体が確認できた時は、どの方向から飛んできたのかも記録すると、ねぐら方向の検討もしやすくなるだろう。	・ご指摘のとおり方法書資料編 表 2(1)、方法書表 3.1-22(1)にてそれぞれ対応いたしました。 ・ご助言いただいた渡り時期を参考に設置時期に留意し、渡り移動ピークを観測できるよう、音声モニタリング調査は春～秋に連続測定いたします。 ・調査地点及びルートについては、方法書図 4.2-4(2)に示しておりますが、今後現地の状況を踏まえ、安全に実施でき、かつ調査に適した地点及びルートを適宜選定し、実施いたします。 ・ご助言を踏まえ、方法書表 4.2-1(20-1)に示した調査手法にて実施いたします。

表 4.2-2(2-1) 専門家等からの意見の概要及び事業者の対応（有識者 B）

専門分野	専門家等からの意見の概要	事業者の対応
動物 (鳥類)	【所属：大学名誉教授】 意見聴取日：令和 5 年 10 月 27 日 ・猛禽類や海ワシ等の渡りコースとなっている場所である。現地調査に際しては留意してほしい。 ・近隣に他の風力発電所が設置されている。これとの累積的な影響についても検討する必要があるだろう。現地調査の際には、渡り鳥が既設風力発電機付近をどのように利用するのかについても確認できるとよいだろう。 ・渡り鳥調査について、猛禽類が旋回上昇する場所や津軽海峡を渡ってきた個体の降下場所に該当していないかなど、留意して確認してほしい。	・猛禽類や海ワシ類の渡りに留意して、調査を実施いたします。 ・既設風力発電機付近や大間岬方向の渡り鳥飛翔状況を確認できる定点も設定しております。猛禽類が旋回上昇する場所や津軽海峡を渡ってきた個体の降下場所に該当していないかなどに留意して調査を実施いたします。

表 4.2-2(2-2) 専門家等からの意見の概要及び事業者の対応（有識者 B）

専門分野	専門家等からの意見の概要	事業者の対応
動物（鳥類）	・ 渡り鳥調査の時間については、日の出前後や日没前後の時間だけではなく、出現状況の日周変化を把握するためにも日中も調査を実施すること。 ・ 渡り時の小鳥類の衝突リスク把握のためには、帯状区画（500m×100m、あるいは 250m×50m）の範囲内を飛翔した鳥類の数をカウントする必要がある。すべての地点で実施する必要はないが、代表的な地点ではこのような調査も実施してほしい。 ・ 対象事業実施区域内には送電線が通っている。渡り鳥調査の際には、これら送電線の上を通るのか、下を通るのかも可能な範囲で確認しておくとういだろう。 ・ 猛禽類調査及び渡り鳥調査に関しては、可視領域図を入れること。 ・ 渡り鳥調査の頻度について、春（3月～5月）、秋（9月～11月）について、各月1回では渡り鳥の状況が的確に把握しづらいだろう。時期に応じて渡る鳥も移り変わるため、概ね1週間から10日おきに調査を実施する必要があるだろう。1回あたりの調査日数を多くするというよりも、上述のとおり細かくそれぞれの時期に現地調査を実施し、適切に当該地域の状況を把握することが望ましい。 ・ 生態系の上位性種（クマタカ）について、ペレットや観察等から、実際に利用している餌を把握する取組はよいと思う。事業実施後、風力発電機から半径 500m を回避した場合にもクマタカの餌場面積が確保されるのか検討することになると思うが、その際には実際の各群落の階層構造等を把握しておき、好適採食地として利用できるのか確認しておく必要があるだろう。 ・ ラインセンサス法による調査においては、繁殖期に複数回実施し、確認された位置なども記録するなど、縄張り記図法的な調査を実施することで、事前と事後が比較できるデータが取得できるだろう。 ・ 夜間については、どのような鳥類が生息しているのかを的確に把握するためにも、IC レコーダー等を活用した録音調査を実施することが望ましい。	・ ご助言を踏まえ、方法書表 4.2-1(20-1)に示した調査手法にて実施いたします。 ・ ご助言を踏まえ、方法書表 4.2-1(20-1)に示した調査手法及び図 4.2-4(5)に示した地点にて実施いたします。 ・ 周囲の基準となる構造物等を参考に、飛翔高度を記録いたします。 ・ 資料編に掲載いたしました。 ・ ご助言を踏まえ、方法書表 4.2-1(18)に示したとおり、各月上中下旬に調査を実施いたします。 ・ 猛禽類生息状況調査及び植生調査の結果等を踏まえ、好適採餌地の解析をし、適切に予測及び評価いたします。 ・ ご助言を踏まえ、表 4.2-1(20-1)に示した調査手法にて実施いたします。 ・ ご助言を踏まえ、表 4.2-1(20-1)に示した調査手法にて実施いたします。

表 4.2-2(3) 専門家等からの意見の概要及び事業者の対応（有識者 C）

専門分野	専門家等からの意見の概要	事業者の対応
植物・植生	【所属：大学名誉教授】 意見聴取日：令和5年9月14日 ・ 対象事業実施区域は基本的には人の手が入った植生であると考えられる。ヒバ林も一部分布しているが、風車の配置は避けているような形になっており、影響が低減されていると考えられる。 ・ ヒバ林については、現地調査により自然植生に該当するような林が残っているのかも含めて適切に調査を実施してほしい。 ・ 調査の手法については問題ないだろう。植物相調査の時期については、春はゴールデンウィーク明け～5月中旬頃、夏は7月上～中旬頃、秋は9月頃に実施するのがよいだろう。植生についても夏と秋に実施することで問題ないだろう。	・ ご助言を踏まえ、適切に調査を実施いたします。 ・ ご助言を踏まえ、適切に調査時期を設定いたします。